

### 島数協

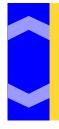
すべては「子どもたちのために」

http:// www.kyougikai.org

E-mail office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tm/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修

No.645



# 私傷病休暇に係る制度改正される [不妊治療を私傷病休暇の対象に]

このほど、私傷病休暇に係る制度が改正されました。 改正の概要は、以下の通りです。



『不妊症の原因となる疾病を特定した上で、この疾病を治 療するために必要な場合に限り私傷病休暇を認める。』





『条例第7条(又は第8条)第1項に規定する私傷病による休 暇には、医師の診断に基づき不妊治療を受ける場合を含む ものとする。』

医師の診断に基づく**全ての不妊治療**について私傷病休暇 の対象として取り扱う。

#### 施行日

## 平成24年3月1日

#### 島教協の考え

島教協は、これまで勤務条件の改善を要望してきた。今回の改正で、不妊治療が原 因の特定に関わりなく私傷病として認められたことは、この島教協の考えに沿ったも のであり大いに歓迎できる。しかし、不妊治療は身体的・精神的な負担が大きく、職場 の理解が重要である。せっかく改正された制度も現場の教職員に実際に活用されなけ れば意味がない。プライバシー保護の徹底を図り、誰もが遠慮なく休暇や休業の制度 が使えるような環境整備が今後重要になると考える。勤務条件に関しては、まだ不十 分な部分もあるので、今後も粘り強く要望していく。

# 裏面に詳細を記載

休暇の対象範囲:医師の診断に基づく不妊治療の一環であること。

休暇承認の判断:他の傷病と同様。医師の診断書に限らない。

通院・治療証明書、薬袋、診断券等も可。

職員の状態の確認、友人等の証言などでも差し支えない場合もある。

休暇の取得方法:他の傷病と同様。

休暇欠勤簿に記入して所属長の承認を得る。

理由欄には、具体的に記入 例:「不妊治療」

所属長は、職員のプライバシー保護に適切な配慮を行うこと

診断書の提出:他の傷病と同様。

引き続き6日以内	診断書不要。(休暇・欠勤簿、又は休暇願簿の記入のみ)
連続7日以上の取得	医師1名の診断書
連続7日以上取得後の復帰	医師1名の診断書
限度90日を越える場合	医師 2 名の診断書
休職後の復帰	医師 2 名の診断書

※ 復帰又は復職にあたり、県教委復職委員会の審査を受ける必要がある場合 は、医師の診断書は指定の様式。

取得日数の限度: 不妊治療に起因するもの、合わせて90日。

治療のために通院する日

・治療の副作用による体調不良で出勤困難な日

・医師に自宅療養を指導された日 など

その後、休職することもできる。

初診日の休暇 :症状を訴えての検査や治療のための受診は該当する。

症状はなくて、単に予防的な意味で健康診断等を受診知る場合は

該当しない。

#### 不妊症の原因が相手の場合:

医師が必要と認める場合は承認できる。

不妊症の原因が男性側(又は女性側)にあることが判明した場合でも 女性(又は男性)が休暇を取得することが可能。

(例:無精子症で体外受精を行う場合など)